

丸紅エネルギーカードシステム（MECS）加盟店申込書

丸紅エネルギー株式会社 御中

下記MECS加盟店規約を承認し、届出書を添えて、加盟店となることを申し込みます。

年 月 日

[加盟店] 所在地：

会社名：

代表者名：

印

MECS加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、加盟店（第2条に定める）が、別紙クレジットカード会社（以下「クレジット会社」という）らの会員に対し、信用販売またはギフトカードの取扱いを行う場合の、丸紅エネルギー株式会社（以下甲という）と加盟店との間の契約関係につき定めるものである。

第2条（加盟店の申請手続）

- 1、信用販売及びギフトカードの取扱いを希望する個人、法人及び団体（以下「加盟希望者」という）は、本規約を承認の上、甲所定の届出書等（以下「届出書」という）を甲に提出することにより、甲に対して、クレジット会社への加盟申込手続の代行を委託するものとする。
- 2、甲は、前項の加盟申込に関し、クレジット会社から加盟の承認を得た場合、加盟希望者に対しその旨通知するものとし、当該通知の時点で当該加盟希望者とクレジット会社との間で加盟店契約が成立するものとする。なお、加盟希望者は、全部または一部のクレジット会社から承認を得られない場合があること、その理由を開示されないことを予め承認するものとする。

第3条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

- （１）「加盟店」とは、本規約を承認の上、第2条の手続により、クレジット会社から加盟を認められた個人、法人及び団体をいう。
- （２）「会員」とは、クレジット会社またはクレジット会社が日本国内、海外で現在及び将来において提携する会社、組織（以下「提携クレジット会社」という。）が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、入会を承認された個人、法人をいう。
- （３）「カード」とは、クレジット会社または提携クレジット会社が会員に貸与する、クレジット会社所定のサービスマークの表示されているクレジット会社所定の規格のクレジットカードをいう。カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、その他の者に利用させる事は出来ないものとする。
- （４）「信用販売」とは、会員及び加盟店が甲とクレジット会社所定の手続きを行う事により、加盟店が商品、権利の代金または役務の対価などを会員から直接受領することなく、会員に商品、権利の引渡しまたは役務の提供などを行う販売方法をいう。
- （５）「ギフトカード」とは、クレジット会社または提携クレジット会社が発行するクレジット会社規格の商品券で、券面にクレジット会社のサービスマークと金額が明記されたものをいう。ギフトカードの券種は、各クレジット会社所定の券種とする。
- （６）「ギフトカードの取扱」とは、加盟店がギフトカードの使用者からギフトカードを受領して商品、権利の引渡しまたは役務の提供などを行う販売方法をいう。

第4条（加盟店の責務）

- 1、加盟店が取り扱うことのできる、カード（クレジット会社）、信用販売の種類、ギフトカードについては、別紙のとおりとする。
- 2、加盟店は、すべてのクレジット取扱店舗内外の会員に見やすいところにクレジット会社所定の加盟店標識を掲示するものとする。2回払い取扱加盟店、ボーナス一括払い取扱加盟店、リボルビング払い取扱加盟店、分割払い取扱加盟店、ギフトカード取扱加盟店についてはさらに、それぞれ、クレジット会社所定の取扱標識を掲示するものとする。
- 3、加盟店は、甲またはクレジット会社からカードまたはギフトカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとする。
- 4、加盟店は、クレジット会社と会員との契約関係、その他クレジット会社が提携クレジット会社とともに運営するクレジットカード取引システムを承認し、カード及びギフトカードの普及向上に協力するものとする。また加盟店は、甲、クレジット会社または提携クレジット会社よりカードの利用または販売促進に係る展示物設置の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
- 5、加盟店が、本契約または本契約に基づく取引に関連して甲またはクレジット会社に損害を与えた場合には、その責任を負うものとする。

- 6、加盟店は、甲、クレジット会社、提携クレジット会社またはそれらの委託先が、カードまたはギフトカードの利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体など加盟店の名称及び所在地などを掲載する事を、予め異議無く認めるものとする。

第5条（業務の委託）

- 1、加盟店は、甲及びクレジット会社が別途承認した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託出来ないものとする。
- 2、前項の規定にかかわらず、加盟店は、甲の指定する計算センター（以下「計算センター」という）との間で別途業務の委託契約を締結し、本契約に定める加盟店の業務の一部を委託するものとする。
- 3、加盟店は、前項の委託に関し、計算センターに対し、計算センターの定める費用を支払うものとする。

第6条（届出事項の変更）

- 1、加盟店は、届出書において届けている商号・代表者・所在地・電話番号・カード取扱店舗、その他の届出書に記載した諸事情に変更が生じた場合には、直ちに甲所定の書面により、届出印を捺印の上、甲に届出るものとする。
- 2、前項の届出が無い為に、甲もしくはクレジット会社からの通知または送付書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着するべきときに到着したものとみなす。

第7条（地位の譲渡）

- 1、加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2、加盟店は、加盟店のクレジット会社に対する債権を第三者に譲渡、質入などを出来ないものとする。
- 3、クレジット会社は、本契約上の全てまたは一部の地位を第三者に譲渡することが出来るものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとする。

第8条（信用販売）

- 1、加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、クレジット取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとする。
- 2、加盟店が取り扱う事ができる支払方法（支払区分）は別紙のとおりとする。ただし、クレジット会社と会員との契約に基づき、一部支払方法（支払区分）が取り扱えない場合がある。

第9条（ギフトカードの取扱）

- 1、加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードの取扱を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、ギフトカード取扱店においてギフトカードの使用者に対しギフトカードの取扱を行うものとする。
- 2、加盟店は、ギフトカードの取扱を行う場合、ギフトカードが有効である事を善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、取扱を行うものとする。また、販売額とギフトカード金額の差額が生じた場合には、ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとする。
- 3、クレジット会社がギフトカードの種類、様式、色彩などを変更追加する場合には、甲またはクレジット会社が甲に対し新しいギフトカードの発行前に見本を送付し通知する。
- 4、加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードを受領した後、直ちにギフトカードの取扱店控え（以下「ギフトカード控え」という）部分を切り取り、再度利用が出来ないようにするものとする。
- 5、ギフトカード控えは、加盟店の責任においてギフトカード取扱の日から精算が終了するまで保管し、他に譲渡できないものとする。また、加盟店は甲またはクレジット会社の要求があった場合、直ちにギフトカード控えをクレジット会社に提出するものとする。
- 6、甲または甲の指定する計算センターにおいて処理する加盟店からのクレジット販売データについて、エラーになったクレジット販売データは加盟店に返却する。加盟店は返却されたクレジット販売データは加盟店の責任において調査、復旧を行うものとし復旧できなかったものについては自己の責任に帰す事を承諾する。

第10条（信用販売の方法）

- 1、加盟店は、会員からのカードの提示による信用販売を求められた場合には、カードの真偽・有効期限を確認し、甲所定の POS 端末（以下「POS 端末」という）またはクレジット会社の指定するクレジット端末機（以下「端末機」という）を使用して、その全件についてクレジット会社から信用販売の承認を得るものとする。なお、端末機を使用する場合には、その使用規則、取扱規則等を遵守するものとする。
- 2、加盟店は、前項で承認を得た場合、クレジット会社所定の売上票に加盟店番号・加盟店名・売り場・担当者名・カード記載の会員番号・会員氏名・有効期限・会員の指定する支払区分・売上日付・金額・品名・形式・数量などを記入するものとする。また、その場で会員の署名を求め、カード記載の署名と売上票の署名、及びカード券面の会員番号・カード名義人名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ信用販売を行い、売上票の控え（会員控え）または売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、加盟店は会員に対し売上票にクレジット会社所定の項目以外の記載を求めてはならない。
- 3、加盟店は、割賦販売法第30条の2第4項に定める事項などを記載した書面を会員へ交

付するものとする。

- 4、売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金・送料含む）のみとし、現金の立替え及び過去の売掛金の清算などを含める事はできない。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、及び売上票の金額訂正も出来ないものとする。
- 5、加盟店は、クレジット会社が事前に承認した場合を除き、クレジット会社所定の売上集計表及び売上票を使用するものとする。また売上票の控え（加盟店控え）は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
- 6、故障・障害などにより POS 端末または端末機が使用できない場合、クレジット会社が端末機の利用につき別途制限を設けた場合、加盟店は、甲またはクレジット会社の指示に従うものとする。

第11条（差別的取扱の禁止・協力事項）

- 1、加盟店は、有効なカードを提示した会員または有効なギフトカードの使用者に対し、信用販売またはギフトカードの取扱を拒絶したり、直接他社の発行するカードの利用を要求したり、会員またはギフトカードの使用者に現金客と異なる代金を請求したり、信用販売またはギフトカードの取扱の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど会員または有効なギフトカードの使用者に不利となる差別的取扱を行う事は出来ないものとする。
- 2、加盟店は、甲またはクレジット会社から依頼があった場合、会員のカード使用状況及びギフトカードの使用者のギフトカード使用状況などの調査に協力するものとする。
- 3、加盟店は、会員またはギフトカードの使用者から信用販売またはギフトカードの取扱及び商品、権利、役務などに関し、苦情、相談を受けた場合や、加盟店と会員またはギフトカードの使用者との間において紛議が生じた場合には、加盟店の費用と責任を持って対処し、解決にあたるものとする。

第12条（商品等の引き渡し）

- 1、加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱を行った場合、会員またはギフトカードの使用者に対し、原則として直ちに商品、権利、役務などを引き渡し、または提供するものとする。信用販売またはギフトカードの取扱を行った当日に引き渡しまたは提供する事が出来ない場合は、会員またはギフトカード使用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとする。
- 2、加盟店は信用販売による商品、権利または役務に関する引き渡し、提供など複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法に関して予めクレジット会社に申し出、クレジット会社の承認を受けるものとする。

第13条（信用販売限度）

- 1、第10条第6項の場合において加盟店が1人あたり1回につき行う事ができる信用販売限度額（同一日、同一売り場における信用販売額の総額）は、税金送料などを含み、甲が加盟店に通知した金額の範囲内とする。甲またはクレジット会社が指示した場合はこの限りではない。
- 2、クレジット会社が必要と認めた商品、権利、役務など（特定商品等）について個別に信用販売限度額を定めた場合、甲は加盟店に対してその内容を通知する。
- 3、加盟店は、前2項に関して、信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合、その都度事前にクレジット会社に承認を得るものとし、クレジット会社の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとする。万一クレジット会社の承認を得ないで信用販売限度額を超えて信用販売を行った場合には、加盟店は当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとする。
- 4、加盟店は、信用販売限度額及び特定商品等の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。

第14条（無効カード及び無効ギフトカードの取扱）

- 1、加盟店は、甲またはクレジット会社から特定のカードを無効とする通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、当該カードを保管のうえ、直ちにその事実をクレジット会社に連絡するものとする。
- 2、加盟店は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードまたはギフトカードを提示された場合には、カード提示者またはギフトカードの使用者に対し信用販売またはギフトカードの取扱を行わないものとし、当該カードまたは当該ギフトカードを保管のうえ、直ちにその事実をクレジット会社に連絡するものとする。
- 3、万一加盟店が前2項に違反して信用販売またはギフトカードの取扱を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。
- 4、紛失・盗難されたカードまたはギフトカード、偽造・変造されたカードまたはギフトカードに起因する売上などが発生し、甲またはクレジット会社がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとする。また加盟店は、甲またはクレジット会社から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

第15条（業務の委託）

加盟店は、甲に対して、以下の業務を委託するものとする。

- （1）クレジット会社に対する、売上票等の送付による、①売上債権の譲渡手続業務および債権買取代金の請求業務、または②立替金の請求業務
- （2）（1）に基づく債権買取代金または立替金の受領業務

(3) (1) にかかるクレジット会社に対する手数料の支払業務

第16条 (売上票の送付)

- 1、加盟店は、第5条第2項に基づいて計算センターに委託することによって、甲の定めた信用販売締切日までに、当該信用販売の売上票を支払い区分ごとに取りまとめ、甲またはクレジット会社所定の売上集計表に添付して甲または甲の指定する計算センターに送付するものとする。
- 2、クレジット会社が債権譲渡方式の場合、加盟店からクレジット会社への債権譲渡は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表及び売上票がクレジット会社に到着した売上債権について、当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとする。ただし、クレジット会社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。

第17条 (債権買取代金または立替金の請求及び受領)

甲は、加盟店に代わり、以下のとおり、債権買取代金または立替金を請求し、加盟店に代わって受領する。

- (1) クレジット会社が債権譲渡方式の場合、債権譲渡の効力が発生した売上債権について債権買取代金を請求し、受領する。
- (2) クレジット会社が立替払い方式の場合、前条に基づき締切日までに売上集計表と共に到着した売上票にかかる売上債権について立替金を請求し、受領する。

第18条 (手数料)

前2条の売上票送付、債権買取または立替払いなどにかかわる手数料は、以下の売上債権について、支払区分及びカードの種類ごとに合計した金額に、各々甲の定める手数料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとする。

- (1) クレジット会社が債権譲渡方式の場合、債権譲渡の効力が発生した売上債権
- (2) クレジット会社が立替払い方式の場合、第17条に基づき締切日までに売上集計表と共に到着した売上票にかかる売上債権

第19条 (支払)

- 1、甲は第17条に基づき代理受領した金額から前条の手数料を差し引いた金額を、別表に定める支払日に、加盟店指定の銀行口座に振り込むものとする。尚、月末以外の支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合は前営業日とする。
- 2、前項の規定にかかわらず、加盟店が甲に対する債務(その履行期を問わないものとする)を負担している場合、甲は、その支払を留保し、または相殺することができるものとする。

る。

第20条（ギフトカードの精算）

- 1、加盟店は、クレジット会社に対し本規約に基づき行ったギフトカードの取扱による販売代金（以下「ギフトカード取扱代金」という）の精算（以下「ギフトカード精算」という）を求める事ができる。
- 2、加盟店は、ギフトカードの取扱いを行った場合、第17条に準じ、売上票に代えてギフトカード控えを売上集計表と共に送付するものとする。
- 3、甲は、前項の手続が行われた場合、前条に準じて、別表に定める締切日までに売上集計表及びギフトカードがクレジット会社に到着した分のギフトカード取扱代金の総額から甲所定の手数料を差し引いた金額を、別表に定める支払日に、加盟店指定の銀行口座に振り込むものとする。

第21条（信用販売の取消し）

加盟店が、信用販売の取消しまたは解約を行う場合は、直ちにクレジット会社所定の方法にて当該債権譲渡または立替払いの取消し手続を行い、取消しの売上票をクレジット会社へ送付するものとする。また当該債権買取代金または立替金が支払済みの場合には加盟店は、甲に対し当該代金相当額を直ちに返還するものとする。この返還がない場合、甲は当該代金相当額を次回以降の加盟店に対して支払う金額から差し引けるものとする。

第22条（商品の所有権）

- 1、加盟店が、会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権がクレジット会社に譲渡されたとき、または立替払いが行われたときにクレジット会社に移転するものとする。但し当該債権譲渡または立替払いが取消しまたは解除された場合、売上債権にかかわる商品の所有権は、債権買取代金または立替金が未払いのときは直ちに、支払済みのときは加盟店が当該代金を甲に返還したときに、加盟店に戻るものとする。
- 2、加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用などにより会員以外の者に対して誤って信用販売した場合であっても、クレジット会社が甲に対し当該売上債権に関する債権買取代金または立替金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権はクレジット会社に帰属するものとする。なお、この場合にも前項の規定を準用するものとする。
- 3、信用販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、甲またはクレジット会社は、必要に応じ、加盟店に代わって商品を回収する事ができるものとする。

第23条（支払停止の抗弁）

- 1、会員の指定した支払方法（支払区分）がリボルビング払い、分割払いの場合で、会員が商品または割賦販売法の定める指定権利もしくは指定役務に関する売上債権について支払抗弁を甲またはクレジット会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとする。
- 2、前項に該当する場合の債権買取代金または立替金（以下「当該代金」という）の支払いは以下のとおりとする。
 - （1）当該代金が支払前の場合には、甲またはクレジット会社は当該代金支払を保留または拒絶する事ができるものとする。
 - （2）当該代金が支払済みの場合には、加盟店は甲に当該代金を直ちに返還するものとする。
 - （3）当該抗弁事由が解消し、甲がクレジット会社より当該代金を受領した場合、甲は加盟店に当該代金を支払うものとする。
- 3、会員と加盟店との間に第11条第3項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払を拒んだときの債権買取代金支払についても、前項を準用するものとする。

第24条（買戻し特約）

- 1、クレジット会社は加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合には、承認番号の取得の有無にかかわらず、債権買取を取消し、または解除できるものとする。
 - （1）売上票が正当なものでないとき。
 - （2）売上票の記載内容が不実不備であるとき。
 - （3）別表の取扱期間に対応する締切日に遅れて売上債権がクレジット会社に譲渡されたとき。
 - （4）第10条第1項または第13条第3項に反してクレジット会社の承認を得ずに信用販売を行ったとき。
 - （5）第14条に反して無効カードの使用者に対して信用販売を行ったとき。
 - （6）第11条第3項に定める紛議または前条第1項に定める抗弁事由が、信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき。
 - （7）その他、加盟店が本規約に違反したとき
- 2、前項に該当した場合、甲またはクレジット会社は加盟店に対し、当該売上票に取消表示して返却し、また、その債権買取代金または立替金が支払済みの場合には、加盟店は甲に対し当該代金を直ちに返還するものとする。加盟店が当該代金を返還しない場合には、甲は次回以降に加盟店に対して支払う債権買取代金または立替金から当該代金を差し引けるものとする。
- 3、クレジット会社が到着した売上票にかかる売上債権について第1項記載の各事由（第6号を除く）のいずれかに該当する可能性があるとした場合、クレジット会社は調査が完了するまで債権買取代金または立替金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過した場合には、債権譲渡の取消、解除または立替請求に対す

る拒絶をする事ができるものとする。なお、加盟店は甲またはクレジット会社の調査に協力するものとする。調査が完了し、クレジット会社が当該代金の支払いを相当と認め、甲がクレジット会社より支払いを受けた場合、加盟店に当該代金を支払うものとする。

4、クレジット会社は、加盟店によるギフトカードの取扱について以下の事由が生じた場合にはギフトカード精算を取消しまたは解除できるものとし、この場合についても前2項を準用するものとする。

- (1) ギフトカードが正当でないとき。
- (2) 第14条に反して無効なギフトカード使用者に対しギフトカードの取扱を行ったとき。
- (3) その他加盟店が本規約に違反したとき。

第25条（情報の登録及び利用等）

- 1、加盟店は、本規約により発生した客観的な取引事実に基づく加盟店に関する情報及び加盟申し込みに関する事実を、他のクレジット会社に通知、あるいはクレジット会社が参加する信用情報機関などに7年間を超えない期間登録され、当該クレジット会社または信用情報機関などの参加会員が自己の取引上の判断の為に利用する事に同意するものとする。
- 2、加盟店は、加盟審査及び本規約に基づく取引の判断の為に、他のクレジット会社信用情報機関などから加盟店及び加盟申込者に関する情報をクレジット会社が入手し、利用する事に同意するものとする。

第26条（カードに関する情報等の秘密保持）

- 1、加盟店は、本規約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに手数料を含む甲及びクレジット会社の営業上の秘密を漏洩してはならないものとする。
- 2、前項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第27条（取扱い期間）

本契約の有効期間は1ヵ年とする。但し、加盟店または甲、クレジット会社が期間満了3ヶ月前までに書面をもって解約申し出ないときは更に1ヵ年更新し、以降はこの例によるものとする。

第28条（解約）

前条に関わらず、加盟店または甲、クレジット会社は書面により3ヶ月前までに相手方に対し通告する事により本契約を解約できるものとする。

第29条（契約解除）

前2条に関わらず、加盟店が下記事項に該当する場合、甲またはクレジット会社は加盟店に対し催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができる。その場合、加盟店は、甲及びクレジット会社に生じた損害を賠償するものとする。

- （1）届出書に虚偽の申請があったとき。
- （2）他の者の債権を買い取って、または他の者に代わってクレジット会社に債権譲渡したとき。
- （3）第24条の買戻しに応じなかったとき。
- （4）前3号のほか本規約に違反したとき。
- （5）自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、及びその他支払停止となったとき。
- （6）差押え・仮差押え・仮処分の申立または滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算の申立を受けたとき、またはみずから申し立てたとき、合併によらず解散したとき。
- （7）前2項の他加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとクレジット会社が判断したとき。
- （8）信用販売制度を悪用しているとクレジット会社が判断したとき。
- （9）加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき。
- （10）加盟店の営業または業務が公序良俗に反すると甲またはクレジット会社が判断したとき。
- （11）加盟店または加盟店の使用人が本契約に基づいて知り得たカード及び会員に付帯する情報を本契約の目的以外に利用したとき。
- （12）架空売上債権の譲渡、その他加盟店が不正な行為を行ったと甲またはクレジット会社が判断したとき。
- （13）その他加盟店として不適当と甲またはクレジット会社が判断したとき。
- （14）甲と加盟店との間の石油製品等取引特約契約他の契約が解除または終了したとき。

第30条（契約終了後の処理）

- 1、本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売などは有効に存続するものとし、加盟店は、当該信用販売などを本規約に従い取扱うものとする。但し、加盟店と甲・クレジット会社が別途合意した場合はこの限りではない。
- 2、甲及びクレジット会社は、前条により本契約を解除した場合、クレジット会社に到着している売上票にかかる売上債権について、債権譲渡の解除または立替請求に対する拒絶をするか、会員から支払いを受けるまで甲に対する債権買取代金または立替金の支払いを保留する事ができる。
- 3、加盟店は本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担において全てのクレジット会

社の加盟店標識を取り外すとともに、売上票、売上集計表、などクレジット会社から交付されていた取引関係書類並びに印刷物（販売用具）を速やかに甲の指示に従い、クレジット会社に返却するものとする。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規則並びにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。また POS 端末機を使用している場合には、直ちに信用販売の取扱いを停止するのに必要な措置を採るものとする。

第 3 1 条（本契約に定めのない事項）

加盟店は、本契約に定めのない事項については、甲の指示に従うものとする。

第 3 2 条（合意管轄裁判所）

加盟店と甲、加盟店とクレジット会社との間で訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を合意裁判所とする。

第 3 3 条（規約の変更）

本規約を変更した場合において、甲がその変更内容を通知した後に、加盟店が信用販売またはギフトカードの取扱いを行ったときは、加盟店がその変更を承認したものとみなす。